

改正省エネ法の対応はできていますか！！

事業者の義務が強化されました！！

- ・ 事業所単位の管理から事業者単位の管理へ
- ・ エネルギー管理統括者(役員クラス)等の選任
- ・ エネルギー原単位を年平均1%以上低減(目標)

全事業所合計で年間1,500kL以上のエネルギーを使用する事業者が対象



省エネによりCO₂削減、コスト低減

茨城県技術士会

省エネルギー支援プロジェクト

ホームページ <http://www.ipea.jp>

改正省エネ法の概要

工場・事業場単位の管理に加え事業者単位の管理へ

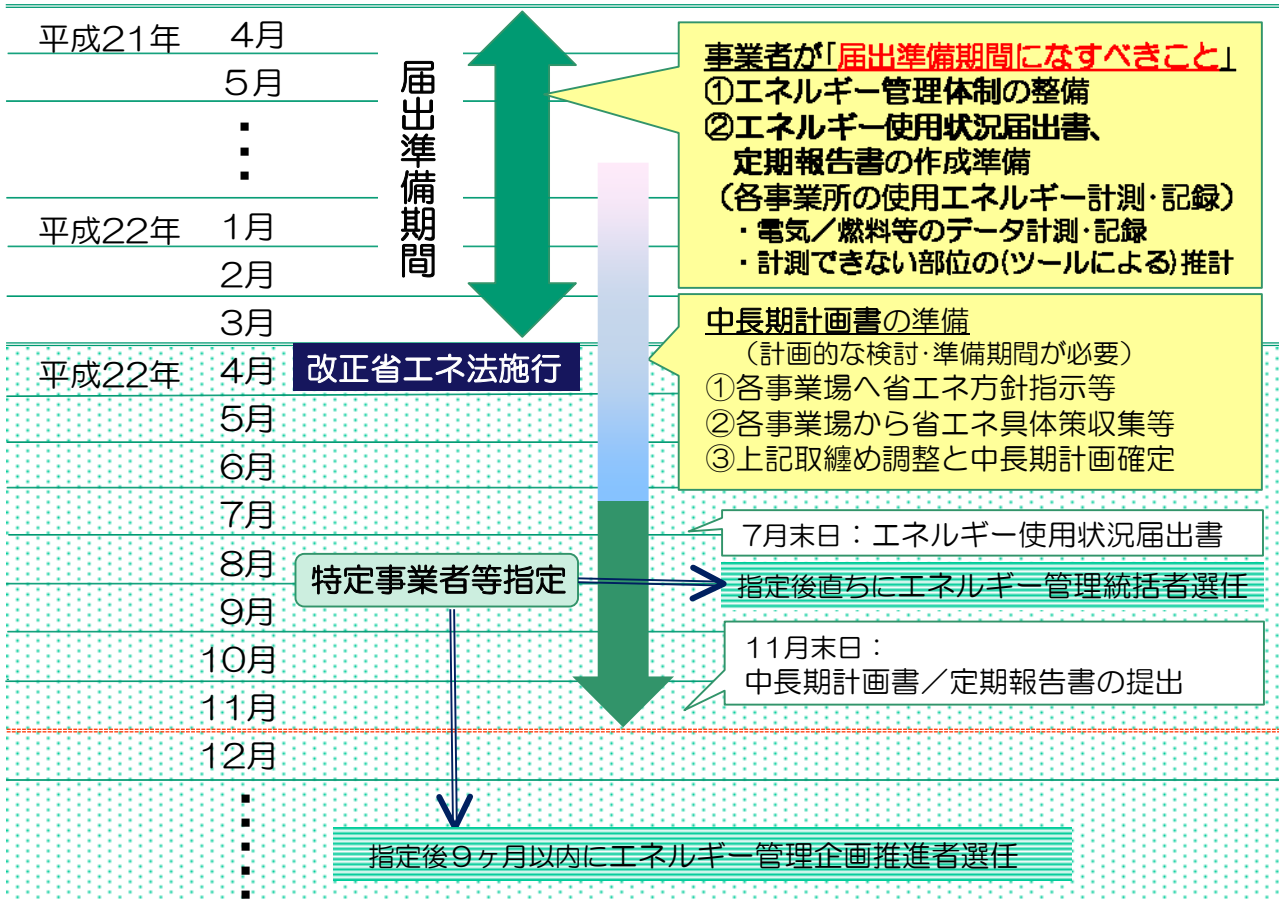
現行の工場・事業場単位の規制は残しつつ、全社的(事業者単位)な省エネの取組方針を定め推進体制を整備。

- ・エネルギー管理統括者(役員クラス)及び企画推進者の選任
- ・定期報告書、中長期計画書の事業者単位での提出
- ・エネルギー管理指定工場におけるエネルギー管理者、管理員の選任は継続して必要

事業者全体の年間エネルギー使用量の合計が、原油換算 1,500kL以上の自治体、企業などは特定事業者に指定

従来の工場・事業場単位の対応に加え、庁舎、工場、事務所、店舗等を複数持つ、自治体、研究機関、病院、学校、企業等も事業者全体での取組みが必要。
また、ホテル、コンビニ、スーパー、ファーストフード、ファミリーレストランなどのチェーンも対象。

特定事業者が取り組むべき事項とその期限



私たちが支援できること

省エネ法に定められた義務等

私たちが支援できること

◎平成21年度にやること

●届出の準備など

エネルギー管理体制の整備

各事業所の使用エネルギーの計測・記録

エネルギー使用状況届出書、中長期計画策定の準備、定期報告書提出の準備

○計測・推計方法の提案

○省エネ診断
○エネルギー使用状態の分析
○実施事項の立案
○基礎データの収集

◎平成22年度以降にやること

●エネルギー使用状況届出書

エネルギー使用状況届出書の作成・提出

○データ収集・集計

●エネルギー管理統括者の選任

選任要件は「事業の実施を統括管理する者(役員クラス)」

●中長期計画書

原単位年平均1%以上の低減施策策定

中長期計画書の作成・提出

○省エネ活動の方針策定
○エネルギー使用状態の分析
○省エネ提案と効果の試算
○改善施策の策定

○中長期計画書の作成

●定期報告書

事業者全体の定期報告書の作成・提出

指定工場（原油換算1,500kL以上の工場・事業所）の定期報告書作成

○事業者の定期報告書作成
・原単位の計算方法提案
・温室効果ガス排出量の計算

○指定工場の定期報告書作成
・原単位の計算方法提案
・温室効果ガス排出量の計算

●エネルギー管理企画推進者の選任

エネルギー管理体制の整備

●管理標準

管理標準の作成

○管理事項の提案
○管理標準作成

●工場調査の対応

事前調査書の作成・提出

○個票の作成
○総括表の作成

私たちの日常活動

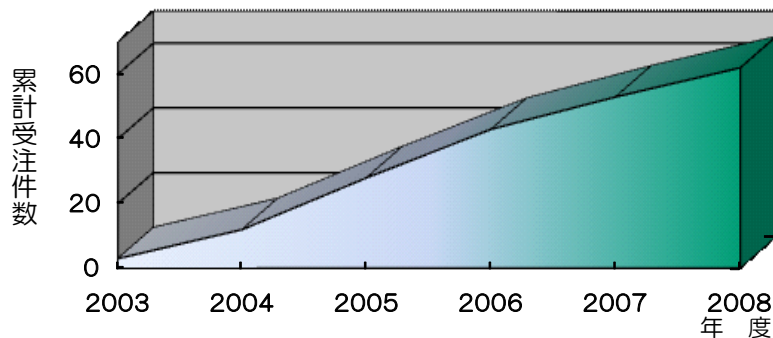
豊富な経験をもつエネルギー管理士が、
省エネルギーに関するいろいろな活動を行っています。

1. 省エネコンサルタント業務
 - ・ 県内外の国の機関、県の機関、独立行政法人、民間企業に、省エネ法対応の支援・省エネ提案などを行っています。
2. プロジェクトメンバーの技術の研鑽
 - ・ 定例会合・研修会を開いて、最新の情報をもとに、省エネ技術、省エネ法改正状況などの研鑽を行っています。

活動実績

お客様のニーズにマッチした活動が認められ、国・県の機関、独立行政法人、民間企業から下記に示すように、多くの受注を頂いています。

活動実績



【当支援プロジェクトへの連絡先】

ご連絡は下記FAXかメールにてお願い致します

茨城県技術士会	省エネルギー支援プロジェクト
代表	玉津 寿之
FAX	029-271-0127
E-mail	ZAP11704@nifty.com

中長期計画書の例

II 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果			
内 容	該当する工場等	実施時期	エネルギー使用合理化期待効果

様式第12(第15条関係)

※受理年月日
※処理年月日

中長期計画書

定期報告書の例

特定-第3表 事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等									
番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の計算							
		エネルギーの使用量(原油換算kl) A	販売した副生エネルギー等の量(原油換算kl) B	C=A-B	①の構成割合(%) ①=C/A ×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギー使用の密接な関係をもつ値 E	エネルギーの使用に係る原単位 B=C/E	エネルギーの使用に係る前年度の原単位 G	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比(%) ④=B/G ×100
工場等に係る事業の名称	工場等に係る事業の細分類番号								
1									

特定-第2表 事業者のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギー等の量					
エネルギーの種類	単位	年度			
		使用量		販売した副生エネルギーの量	
		数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
	kl				

様式第13(第17条関係)

※受理年月日
※処理年月日

定期報告書

管理標準の例

「省エネルギー法」に基づく管理標準	空調設備管理標準	整理番号: 改訂: 初版 頁: 1/1
1. 目的 この管理標準は、空調設備を適切に管理し、エネルギーの使用の合理化を図るための管理、計測・記録、保守・点検について規定するものである。 2. 適用範囲		
「省エネルギー法」に基づく管理標準	エネルギー管理標準(管理体制)	整理番号: 改訂: 初版 頁: 1/1
1. 目的 この基準は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)の規定により定められた「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の「判断基準」に従い事業者におけるエネルギーの使用の合理化を適切かつ有効にするためのものとする。 2. 管理体制 2.1 管理組織		

事業者は平成21年度中にこのようなまとめ表を作成することが必要になります！

使用エネルギーの集計例

原単位の計算例

区分	部門 <*1>	エネルギー 管理の 指定	エネルギー使用量						エネルギー関連指標<*4>			原単位<*5>
			燃料及び熱<*2>			電気<*3>		(合計)	相関指標名	数値	単位 []	kL/ [左記単位]
			記号	使用量 [単位]	熱量[GJ]	使用量 [kWh]	熱量[GJ]	原油換算[kL]				
工場	本社	非指定	㊸	5.33 [千m ³]	240	昼間 86.7 夜間 10.3	864 96	31	総床面積	0.57	[千m ²]	54.3
	A製造所	第一種	㊸	2,700 [千m ³]	121,500	昼間 14,895 夜間 10,668	148,503 98,999	11,610	製品A 生産量	1,130	[ton]	10.3
			㊸	2,072 [kL]	81,015	夜間 2,457	22,801	2,451	製品B 生産量	204	[ton]	12.0
	B製造所	第二種	㊸	507 [千m ³]	22,815	昼間 3,430 夜間 2,457	34,197 22,801	2,451	工場計	1,334	[ton]	10.5
		—	—	—	—	—	304,500	14,062				
事業場	I 研究所	第一種	㊸	1,507 [千m ³]	67,815	昼間 11,107 夜間 5,114	110,737 47,458	5,831	総執務時間 (部署単位 の集計)	12.9	[千h]	452.0
	II 研究所	第二種	㊸	580 [千m ³]	26,100	昼間 4,276 夜間 1,969	42,632 18,272	2,245		5.2	[千h]	431.7
	事業場計	—	—	—	93,915	—	219,099	8,076	18.1	[千h]	446.2	
営業所	東京営業所	非指定	㊸	8.89 [千m ³]	400	昼間 144.4 夜間 17.2	1,440 160	52	総床面積	1.1	[千m ²]	46.9
	大阪営業所	非指定	㊸	6.22 [千m ³]	280	昼間 101.1 夜間 12.1	1,008 112	36	総床面積	0.78	[千m ²]	46.3
	営業所計	—	—	—	680	—	2,720	88	1.88	[千m ²]	46.7	
総計	—	—	—	—	335,359	—	527,279	22,256	全製品 生産量<*6>	1,334	[ton]	16.7
					(燃料+電気)⇒		862,637	(x0.0258)				

[エネルギー集計上の注意点]

- 総務省制定の「日本標準産業分類」に基づき、同種の事業分類毎にエネルギー使用量を調べる。<*1>
- 上記の産業分類は取扱対象物と共に、組織機能(製造、研究、サービス等)に従い分類されている。組織全体として大分類では同じ業種であっても、例えば「工場」「研究所」「営業所」などの組織機能別に分類すべきである。
- 使用燃料の記号、種類及び単位発熱量[GJ]<*2>:
㊸都市ガス13A⇒ 45、㊹A重油⇒ 39、㊺灯油⇒ 36.7
- 電気の昼間/夜間別単位熱量[GJ/千kWh]<*3>:
昼間 9.97 夜間 9.28
- エネルギー関連指標<*4>:各組織が使用するエネルギー量に相関の高い指標。可能ならば、正比例関係にあるのが望ましい。
- 原単位<*5>:各組織のエネルギー使用量をそれぞれの相関指標で割ったもの。日常の省エネ活動が効果に結びついているかの判定目安となる。
各組織は年度毎に原単位を算出し、昨年との年度比較や、数年間の省エネ傾向をチェックする。
- 全製品生産量<*6>:エネルギー関連指標とエネルギー使用量との間の相関性チェックが必要。相関性ない場合は記入不要。